

令和5年度第1回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和5年7月4日（火）午前10時30分から
場 所 水戸市笠原町978-26
茨城県市町村会館 1階講堂

I 会議の日時及び場所

- 1 日時 令和5年7月4日（火）
午前10時30分から午前11時32分まで
- 2 場所 茨城県市町村会館 1階講堂

II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

III 議題 別記付議案一覧のとおり

IV 議事

- 1 議事の公開
都計諮問第1号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名
議長から議事録署名人として山田委員と金森委員が指名された。
- 3 議案審議
以下のとおり

【都計諮問第1号 つくば市における廃棄物の処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について】

○議長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。
都計諮問第1号につきまして、事務局から御説明を願います。

○事務局

つくば市建築指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、都計諮問第1号つくば市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について御説明いたします。

資料は、データでお持ちいただいております都計諮問文、付議図面、説明資料の3点を併せて御覧ください。そのうち説明資料をスクリーンに映して説明させていただきます。

初めに、建築基準法第51条について説明いたします。

建築基準法第51条では、廃棄物処理施設などは都市計画において位置が決定しているもの以外は建築できないと規定されております。建築する場合は、同条ただし書の規定により、都市計画審議会の議を経て特定行政庁の許可を受ける必要があります。今回の案件は、産業廃棄物処理施設に係るものの許可となるため、都市計画上の位置の決定を所管する県の都市計画審議会に、特定行政庁であるつくば市が付議するものであります。

続いて、廃棄物処理施設の設置に必要な手続について御説明いたします。

廃棄物処理施設の設置には、建築基準法第51条の許可のほか、廃掃法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要があります。

まずスクリーンの左側、建築基準法第51条ですが、敷地の位置に関する許可でありまして、都市計画マスタープランや、土地利用計画、都市計画施設、市街地開発事業との整合を踏まえ、都市計画上の支障の有無を問うものでございます。

一方、右側の廃掃法につきましては、施設の設置許可であり、施設の技術基準、周辺地域への環境影響など、基準への適合を問うものでございます。

本日は、建築基準法51条ただし書の許可であるため、左側の都市計画上の支障の有無について御審議いただくものでございます。

それでは、案件の詳細を御説明させていただきます。

初めに、計画の概要でございます。

許可申請者は、株式会社あおぞら代表取締役上甲達也でございます。申請者の株式会社あおぞらは、平成18年度に建築基準法第51条ただし書の許可を取得して、産業廃棄物や一般廃棄物を破碎・溶融して、RPFと呼ばれる再生固形燃料を製造する事業を営んでおります。

今回の計画は、既存の施設内において、取引先が行うケミカルリサイクル事業で必要となる油化原料を製造するため、破碎機を増設して、破碎及び圧縮処理ラインを整備するものでございます。このため、計画敷地内において、化学薬品などを使用する予定はございません。

次に、処理施設の概要でございます。

表上段が、平成18年度に許可を受けて設置した既存の破碎施設①で、ごみ処理施設と産業廃棄物処理施設として、処理能力は1日当たり106.32トンで、廃プラスチック類や木くずの処理を行っております。

表下段が、今回新規に増設する破碎施設②で、破碎施設①と同様に、ごみ処理施設と産業廃棄物処理施設として、処理能力は1日当たり315.32トンで、破碎処理施設①の品目に加え、赤色で表示した品目の処理を行うものでございます。

本案件につきましては、現状、破碎処理施設の能力は106.32トンとなっておりますが、平成18年度の許可は、処理能力212.64トンで受けております。今回の計画は、既存を含めた処理能力が合計で421.60トンとなるため、許可時の約2倍となるものです。建築基準法第51条では、許可を受けた処理能力の1.5倍以下であれば手続を要しないとされていますが、今回は1.5倍を超えてしまうことから、改めて許可が必要となるものです。

次に、本案件の位置について御説明いたします。

茨城県の地図の赤字で表示したところが、申請地のあるつくば市でございます。

スクリーンの右側、拡大図の赤い丸が申請地であり、つくば市の南西部に位置しております。

次に、都市計画図により位置を説明いたします。

画面の上が、北となっております。

申請地は、常磐自動車道谷田部インターチェンジから西に約2.7キロメートルの位置にあり、工業専用地域である、つくばみどりの工業団地に位置しております。付近の主要な道路は、申請地南側にピンク色で示した常磐自動車道、申請地北を走る県道赤浜谷田部線及び国道354号線、敷地東を走る新都市中央通り線などがございます。また、申請地西側

はつくばみらい市になっており、用途地域は申請地と同じ工業専用地域となっております。

次に、申請地の周辺状況になります。こちらは航空写真と用途地域図を重ねた図面となっております。赤字で表示した計画地の周辺には、工場や物流センターがあり、東側は農地を挟んで住宅地がございます。赤色の点線で示した敷地周囲300メートルの範囲内に含まれる住宅等の建物所有者に、事業者が事業計画に関する説明会を行いました。特に事業に関する御意見はございませんでした。

次に、こちらの資料は、つくば市の災害ハザードマップとなっております。着色されている部分が浸水想定区域となっておりますが、申請地周辺は、それらの指定区域とはなっておりません。

次に、配置図について御説明いたします。

スクリーンの上が、ほぼ北となっております。敷地面積は1万6,049.40平方メートルとなっております。敷地西側には、幅員約10.4メートルの市道があり、市道に接する部分の南側が搬入口、北側が搬出口となっております。既存建築物は8棟あり、青色で示しております。構造はいずれも鉄骨造でございます。

今回の計画は、圧縮梱包工場棟2棟を建築する計画であります。敷地の南側に圧縮梱包工場棟1棟を既存の産廃保管庫に同一棟で増築します。面積は429.75平方メートルです。もう1棟は、敷地中央に鉄骨造平屋建てで、床面積が114.10平方メートルとなっております。既存及び増築計画を含めた床面積の合計は4,412.04平方メートルです。

敷地周辺には、周辺環境への影響を考慮し、幅5メートル以上の緑地帯を確保しております。

次に、増築と処理施設の関係について御説明いたします。

今回の計画は、大きく三つございます。左側の図面が現況図となっており、右側が計画図となっております。左側の図の現況では、製造工場棟の中に許可を受けた既存破砕機①と圧縮梱包機が設置してあります。今回の計画では、右側の図の下に圧縮梱包工場棟を増築して、この梱包圧縮工場棟に既存の圧縮梱包機を移動していく計画がまず1番目の計画です。

2番目は、この圧縮梱包機が移動した後の空きスペースに破砕機②を新設するものです。

3番目は、北側の圧縮梱包工場棟を増築して、ここに新たに圧縮梱包機を新設する計画となっております。

このため、破砕作業については製造工場棟の建屋内で完結させる計画となっているため、周辺環境への影響を考慮した計画となっております。

次に、廃棄物処理工程について御説明いたします。

青い矢印が搬入経路、緑色の矢印が処理経路、赤色が搬出経路となっております。

廃棄物処理の内容により、大きく三つのフローがございます。一つ目は、新設破砕機が設置されることにより、新たにできた①の破砕処理・圧縮梱包処理を行うフローです。二つ目は、既存破砕機による②の破砕処理・熔融処理を行うフローです。三つ目は、RPFに適さない廃棄物を既存の圧縮梱包機で圧縮処理を行うフローでございます。なお、新たにできた①のルートで破砕処理されたものでも、廃プラスチック類以外の混合廃棄物は、取引先でケミカルリサイクルを行う事業に必要となる油化原料などの製品とはならないため、販売はされず、既存③の廃棄物として最終処分場等へ搬出されます。

それでは、配置図により処理工程について説明いたします。

まず、破碎処理・圧縮梱包処理を行う廃棄物処理工程フロー①について御説明いたします。搬入される廃棄物は、南側の搬入口から、台貫を通過して、荷下ろし・手選別作業が行われた後、一時保管庫に品目ごとに保管されます。その後、保管庫から処理する分のみ取り出され、緑色のルートで新しく新設した破碎機で破碎処理されます。そして、新設された圧縮梱包機により圧縮梱包処理されます。圧縮梱包された後は、赤色のルートで、基本的にはそのまま敷地北側の搬出口から、ケミカルリサイクル事業を行う取引先で必要となる油化原料製品として取引先へ搬出されます。

続いて、破碎処理・溶融処理を行う廃棄物処理工程フロー②でございます。搬入される廃棄物は、一つ目のフローと同様に、搬入後、保管庫に一時保管されます。その後、既存の破碎機により破碎処理されます。そして溶融処理されたのち、製品スペースで保管され、取引先へ搬出されます。

続いて、圧縮処理のみを行う廃棄物処理工程フロー③について御説明いたします。これまでと同じルートで搬入され、分別された後、移設された南側の既存圧縮梱包機により圧縮処理されます。

その後、廃棄物として最終処分、焼却処分、または路盤材としてリサイクルするため搬出されます。

次に、雨水・汚水排水計画について御説明いたします。

事務所棟、従業員施設棟、トイレ棟からの汚水は、浄化槽により処理され、敷地内の蒸発散槽へ流入し、敷地内で処理されます。建築物の屋根雨水については、建築物の周囲に雨水桝を置いて調整池に放流されます。また、その他の敷地内の雨水については、敷地内の次に、雨水・汚水排水計画について御説明いたします。

事務所棟、従業員施設棟、トイレ棟からの汚水は、浄化槽により処理され、敷地内の蒸発散槽へ流入し、敷地内で処理されます。建築物の屋根雨水については、建築物の周囲の雨水桝で受けて調整池に放流されます。また、その他の敷地内の雨水については、敷地内の周囲に排水側溝を設置し、油処理槽を経由して調整池に放流されます。

次に、申請地までの主な搬出・搬入ルートについて御説明いたします。

申請地までの搬入・搬出は、西側の市道を通って、県道赤浜谷田部線、国道354号線、取手つくば線を通って、谷田部インターチェンジより常磐自動車道を通るルートが主なルートとなっております。

次に、周辺交通への影響について御説明いたします。

調査路線である、申請地前面路線の市道における運搬車両通行時間帯午前8時から午後5時までの総交通量は1,588台でございます。今回の計画による搬出・搬入車両の増加見込みは、破碎機の最大処理能力相当で試算しますと、1日当たり往復で211台の見込みとなっております。今回対象の道路は、工業団地専用の道路のような状況となっております。現在、交通渋滞の発生は見受けられません。また、対策として、車両の搬入・搬出時間が集中しないようにするよう、万一の場合でも敷地内に車両が滞留できるスペースを十分確保することから、交通量への影響は比較的少ないものと考えております。

なお、北側の県道につきましては、路線として交通量が多いことから、本事業の拡大に伴う車両の増加にあまり影響はないと考えております。

次に、生活環境影響調査の結果について御説明いたします。

調査項目は、大気質、騒音、振動、悪臭の4項目でございます。評価基準は、環境基本

法、騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全に関する条例などの規制基準となっております。全ての項目で、予想値が評価基準以下であることを確認しております。

最後に、都市計画関係について御説明いたします。

本案件の敷地は、つくば市の都市計画マスタープランにおいて支障となる土地利用の構想はないため、都市計画上支障がないものと判断します。また、今回の許可申請に当たって、本市の都市計画課からも、都市計画上支障がない旨の意見をもらっております。

都計諮問第1号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御意見、御質問をお願いしたいと存じます。何かございませんでしょうか。

どうぞ、A委員、お願いします。

○A委員

これは、工業専用地域の中に予定されている建物ですよ。工業専用地域というのは、こういう施設を造るときに、周辺の集落の説明というのは要らないのですか。

○議長

では、お答え願います。

○事務局

廃掃法による廃棄物処理施設の設置許可の中で、そういった説明は必要になっておまして、事業者が数回説明会を行っております。そちらに関して、特に事業に関する意見はなかったということの報告を受けております。

○議長

はい、どうぞ。

○A委員

今回はなかったという話を今聞きましたけれども、近くに同じような類似施設があつと何か所かあると思うのです。その類似施設を設営するとき、たしか周辺で反対運動みたいなのが過去にあったと僕は記憶していたものですから、どうなのかなと思ってちょっと確認しています。

○議長

ありがとうございます。

今回は御説明したということで、そういう特別の意見はなかったということでよろしいですね。

○事務局

はい。

○議長

分かりました。

B委員、お願いします。

○B委員

今、社会的にこのような施設というのは、必要施設という位置づけだと私も思っております。この事案に関しては、今まで既存施設がここにあった。そして、それを倍近くの規模に増やすということですね。それで、これはもともとあったわけで、地域住民としても

意見なしということだったということですから、非常に理解できると私は思っているのですが、もともと溶融施設はあったのですか。今回初めて溶融施設を造るのですか。

○議長

お答え願います。

○事務局

溶融施設に関しましては、平成18年度当初から行っていた事業でございます。

○議長

はい、どうぞ。

○B委員

そうであれば、この事業所に関しては実績ありという部分で、非常に溶融も必要だと考えます。新たなりサイクルという枠組みの中で、廃棄物というよりも、言わば宝物に換えるという。先ほど路盤材ということがありましたが、最終的には捨てるものなしという部分が、やっぱり環境をつくる施設ですから、この事業所に対しては御理解できるというふうに私は思っております。

基本的には、まず騒音、あとは振動、そして、ここにありますように悪臭、この3点セット、ここが基本であって、この部分は問題ないということですので、意見ないということに理解できるお話であると思っております。

特に、騒音の日中規制レベルが65db以下。それが64dbでぎりぎりだから、それでも基準に合っているということなので、これは問題なしとするわけであります。けれども、学校もある、住宅はもちろんあるという部分で、この部分をもちろん業者の方は、廃棄物は野積みではなくて、ちゃんと建家の中でということですから、その辺の部分の騒音においても、振動においても、悪臭においても、実績済みだと思います。

だから、改めてそういう部分のところを当然、事業所は、地域と連携というか、地域の協力がなくては事業は成り立ちません。

類似する関係事業所からは、周りからの苦情で、何とかしろという部分もあったわけですが、ここは近代的な施設ですし、ないと思っております。なおかつ、これから茨城が発展していけば、需要は増えていくのは当然だと思いますし、実績済みだから、そのようなことは心配していませんが、ぎりぎりという部分の基準よりは、少しは何とか努力することを期待して意見とします。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

ぎりぎりのところについて、業者にもお話をされるとは思いますけれども、事務局として、そういう御意見もあったということも含めて、お伝えいただければ。ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

C委員、お願いします。

○C委員

この案件そのものについては、特に支障となるようなことはないと思うのですが、用途地域が、200メートルくらい離れたところで住宅地が設定されているということで、そこでの道路騒音の影響をどこまでこの都市計画行政のほうでこれから配慮されていかれるの

かというあたりは、ちょっと留意しておいていただけるとよろしいのではないかなと思います。

本来、都市計画道路があって、そこは工業専用地域で活動するに必要な交通量は、ちゃんと流せる道路があるということなのですが、結局、その道路の騒音がこうなるので、周辺の用地にこういう影響が行きますよというのは、通常やりながらチェックしていくというような部分もございますので、これから当然、住宅地の環境騒音、道路騒音等も引き続き精査してやっていかれると思いますけれども、そのあたりのモニタリングといいますか、そこは怠らないようにやっていただければというふうに感じております。

ということで、コメントですけれども、よろしく願いいたします。

○議長

よろしいですか、事務局。

○事務局

はい。

○議長

ほかに御意見ございますでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、都計諮問第1号につきましては支障なしとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

御異議なしと認めさせていただきまして、都計諮問第1号につきましては支障なしといたします。

○議長

以上で、本日付議されました案件についての審議は終了となります。

都計諮問第1号については、支障なしとし、本日付をもって答申いたします。ありがとうございました。

令和5年度第1回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学識経験のある者	弁護士	田 中 美 和	欠 席
	筑波大学教授	谷 口 守	欠 席
	筑波大学准教授	藤 井 さやか	欠 席
	茨城大学大学院特任教授	山 田 稔	出 席
	一級建築士	濱 中 本 子	欠 席
	茨城県農業会議理事	清 水 久 子	欠 席
	茨城県商工会議所連合会理事	中 川 喜久治	出 席
	茨城県バス協会会長	任 田 正 史	出 席
	NPO法人日本防災士会会員	益 子 さや子	欠 席
	国立環境研究所社会システム領域主幹研究員	金 森 有 子	出 席
市町村長を代表する者	牛久市長	根 本 洋 治	出 席
県議会の議員	茨城県議会議員	飯 塚 秋 男	出 席
	茨城県議会議員	細 谷 典 幸	欠 席
	茨城県議会議員	田 山 東 湖	欠 席
	茨城県議会議員	川 津 隆	出 席
	茨城県議会議員	石 井 邦 一	出 席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	大 津 亮 一	欠 席
関係行政機関の職員	関東農政局長	信 夫 隆 生	出席（代理 農村振興部 課長 補佐 野田 和史）
	関東地方整備局長	廣 瀬 昌 由	出席（代理 常陸河川国道事務所 建設専門官 鬼澤 智之）

出席 10 名	} 19 名
欠席 9 名	

令和5年度第1回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	計 画 内 容
1	つくば市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について(建築基準法第51条)	特定行政庁 つくば市長	つくば市片田地内 破砕機①(既設)処理能力:106.32t/日×1基 ごみ処理施設(紙くず(RPF原料となるものに限る)等) 産業廃棄物処理施設破砕(廃プラ類等) 破砕機②(新設)処理能力:315.28t/日×1基 ごみ処理施設(可燃物等) 産業廃棄物処理施設(廃プラ類等)
	計1件		